第21回教育委員会

令和3年12月28日午後3時00分 本庁舎屋上会議室

案 件

報告第25号 職員の人事について

報告第 25 号

職員の人事について

大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項により、次のとおり教育長による急施専決を行ったので、同条第2項の規定に基づき報告する。

記

別紙調書のとおり、人事異動を発令する。

(令和4年1月1日付)

調書

項	新補職名	補職名	職種	氏 名	備考
	(課 長 級)				
1	免兼務	住之江区役所教育担当課長兼教育 委員会事務局総務部住之江区教育 担当課長	事務職員	山中 和彦	兼務
2	総務部住之江区教育担当課長兼務 (住之江区役所教育担当課長)	住之江区役所窓口サービス課長代 理	事務職員	福田 佳代子	兼務
	(係 長 級)				
3	免保健所感染症対策課担当係長 兼務	教務部担当係長(教職員人事担 当)兼保健所感染症対策課担当係 長	事務職員	小牧 敏美	兼務
4	総務部教育政策課担当係長兼務 (大正区役所保健福祉課担当係 長)	大正区役所勤務	事務職員	道下 智章	兼務
5	総務部教育政策課担当係長兼務 (大正区役所保健福祉課担当係 長)	中央こども相談センター担当係長	事務職員	林 真希	兼務
6	免兼務	東成区役所市民協働課担当係長兼 教育委員会事務局総務部教育政策 課担当係長	事務職員	小岸 義弘	兼務

(参考) 大阪市教育委員会教育長専決規則(抄)

- 第2条 教育長は、緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、教育委員 会の会議において議決すべき事項を専決することができる。
- 2 教育長は、前項の規定による専決を行つたときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。